

1 給与支払報告書における留意点

① 給与支払報告書提出対象者および提出先について

●令和7年度（6年分）給与支払報告書の提出

R7.1.1 付の 在籍状況	R6年中の 支給総額	提出義務	提出先
在職中	金額に関わらず	有	R7.1.1 時点の住所地市区町村
退職している	30万円超	有	退職時点の住所地市区町村
	30万円以下	※無	退職時点の住所地市区町村

※退職までの支給総額が30万円以下の場合には、提出義務はありませんが、市・県民税に影響がある場合もあるため、他の方の分とあわせてご提出いただけるようお願いします。

◆◆誤りやすい事例◆◆

(A) 退職者の分を提出していない

→退職者についても、上記のとおり提出が必要です。

(B) パート、アルバイトや青色事業専従者の方の分を提出していない

→雇用形態（正規、非正規）や役職に関わらず、給与の支払をしたら報告する義務があります。

(C) 本人が申告するため、提出していない

→本人が申告するかどうかに関わらず、提出が必要です。

(D) 税務署への提出義務と同じだと思っていた

→税務署に源泉徴収票を提出する分以外も提出が必要です。

【参考：住所地と課税地について】

原則として、令和7年1月1日時点で住民登録されている市区町村で課税されます。

(例1) 令和6年12月25日に行田市からA市に転出した場合

⇒令和7年1月1日時点は、転出先の「A市」に住民登録されているので、令和7年度は転出先のA市が課税します。

(例2) 令和7年1月4日に行田市からB市に転出した場合

⇒令和7年1月1日時点の住所地は「行田市」なので、令和7年度までは行田市で課税します。

③給与支払報告書（個人別明細書）について

<主な注意点>

- ・ 支払を受ける者のフリガナ、生年月日、個人番号は忘れずに記載してください。
- ・ 被扶養者の氏名（フリガナ）、個人番号は必ず記載してください。
- ・ 源泉徴収票とは異なり、16歳未満の扶養親族の個人番号も記載が必要です。
- ・ プリンターで印刷する場合、印字位置のずれがないことを必ず確認してください。

<記載の説明>

●前職分も含めて年末調整した場合について

…前職の給与支払者・給与支給額・源泉徴収税額・控除社会保険料額を必ず記入してください。

【前職分を含めて年末調整した場合の記載例】

⑦ 給与支払報告書 (個)	種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	給料・賞与	内 円 6,152,000	円 4,481,600	円内 1,324,600	円 222,700
	(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		障害者の数 (本人を除く。)
	有 従有	老人	特定	老人	その他
	16歳未満扶養親族の数	特別	その他	非居住者である親族の数	
	社会保険料等の金	内 円 844,600	円	円	円
	(摘要)	<p>前職分を含めて年末調整をした場合は、給与支払者・給与支給額・源泉徴収税額・控除社会保険料額を必ず摘要欄に記載してください。</p> <p>行田市本丸2-5 行田産業 株式会社 令和6年3月31日退職 支払金額 1,500,000 徴収税額 55,410 社会保険料 211,225</p>			

●住宅借入金等特別控除について

- ① 「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄
…住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、「居住開始年月日」及び「住宅借入金等特別控除可能額」を必ず記入してください。
- ② 「住宅借入金等特別控除の額」欄
…住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載してください。
- ③ 「住宅借入金等特別控除区分」欄
…住宅借入金特別控除区分は「住」「認」「増」「震」の4つありますが、このうち「住」と「認」に該当する場合のみ住民税での税額控除も適用されます。増改築であっても、10年以上のローンを組んでいれば、一般の住宅借入金等特別控除「住」に該当するのですが、こちらを誤って「増」と記載されているケースが散見されます。この場合、税額控除が受けられませんので、住宅借入金等特別控除の申告初年度の内容を確認していただくなど、注意していただくようお願いします。
- ④ 「住宅借入金等年末残高」欄
…年末残高と特別控除可能額については、前年と同額を記載するのではなく、必ず申告する年の年末残高と、そこから計算された可能額をその都度記載してください。

【住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合の記載例】

⑦

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	11,300,000	9,200,000	5,938,786	0
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数
有 従有	260,000	特 定 人 従人	老 人 人 従人	其 他 人 従人
		1	1	1
		4	5	1
		1	1	2
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
1,548,786	120,000	50,000	228,600	
(摘要) (1)忍五郎 (2)忍六郎(01) (3)忍季子(年少)				
<p>①必ず「居住開始年月日」と「住宅借入金等特別控除可能額」を記入してください。</p> <p>②住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入してください。</p>				
生命保険料の内訳	新生命保険の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	保険料の金額
	80,000	100,000	90,000	360,000
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用額	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)
	1	27年8月6日	住(特)	35,000,000
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年末残高(2回目)
	350,000			
(源泉・特別)	オシハナコ	区	国民年金保険	旧長期振替
<p>③区分は、「住」「認」「増」「震」の4つのうち、「住」「認」に該当する場合のみ住民税での税額控除も適用されます。 (※「増」と記載するのは特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当する場合のみです。記載誤りにより、住民税の控除が受けられないケースが発生していますので御注意ください。)</p> <p>④前年と同額ではなく、申告される年の年末残高を記載してください。また、そこから特別控除可能額を算出してください。</p>				
親	個人番号	567890123456	養	個人番号
				123456789015

●配偶者控除・配偶者特別控除について

- 「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄
 …年末調整済みの場合は、控除対象配偶者がいる場合には「○」を記載し、特別控除対象配偶者の場合は空欄としてください。
 年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者がいる場合に「○」を記載してください。
 ※「老人」欄は「○」を付す配偶者が老人控除対象配偶者である場合、ともに「○」を付してください。
- 「配偶者(特別)控除の額」欄
 …配偶者控除額または配偶者特別控除額を記載してください。
- 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄
 …年末調整済みの場合は、控除対象配偶者または特別控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。
 年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。
- 「配偶者の合計所得」欄
 …年末調整済みの場合は、配偶者控除または特別控除対象配偶者の合計所得金額を記載してください。
 年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者の所得の見積額を記載してください。

【配偶者特別控除の記載例】

⑦

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 円 11,300,000	円 9,200,000	円内 5,938,786	円 233,400
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	260,000	1	2
有	従有	老人		

②配偶者特別控除の額を記載してください。
(配偶者控除適用の場合も同様に控除額を記載してください。)

①年末調整済みの場合は、控除対象配偶者を有しているときのみ「○」を付してください。配偶者特別控除の対象となる配偶者については「○」は不要です。
(年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付してください。)
※「老人」欄は、「○」を付す配偶者が老人控除対象配偶者である場合に、ともに「○」を付してください。

③年末調整済みの場合は、控除対象配偶者または特別控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。
(年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。)

旧個人年金保険料の金額	円 180,000
国民年金保険料等の金額	円
基礎控除の額	円
所得金額調整控除額	円
配偶者の合計所得	840,000
個人番号	234567890123
氏名	忍 花子
氏名	忍 花子
氏名	忍 花子

④年末調整済みの場合は、控除対象配偶者または特別控除の配偶者の所得を記載してください。
(年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者配者の所得の見積額を記載してください。)

給与支払報告書(個人別明細書)

●配偶者控除の対象とならない配偶者に係る障害者控除について

- ・障害者の数欄に人数を記載するほか、摘要欄に配偶者氏名、その後ろに「(同配)」と記載してください。

【控除対象配偶者でない同一生計配偶者が同居特別障害者に該当する場合の記載例】

⑦

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 円 13,000,000	円 10,900,000	円内 3,654,158	円 1,051,900
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		障害者の数 (本人を除く。)
有	従有	特 定	老 人	特 別
		人 従人	人 従人	人 内 人
		1		1
社会保険料等の金額	円 1,624,158	生命保険料の控除額	円 180,000	地震保険料の控除額
円		円		円
(摘要)	忍 花子(同配)	控除対象配偶者でない同一生計配偶者(受給者の合計所得金額が1,000万円超のときの、合計所得金額48万円以下の配偶者)が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当し、障害者控除の適用を受ける場合、氏名の後に(同配)と記載してください。		
生命保険料の金額の内訳	円 180,000	の金額	円 100,000	保険料の金額
円		円		円
		の金額	円 90,000	保険料の金額
		円		円
		の金額	円 360,000	保険料の金額
		円		円
		の金額	円 180,000	保険料の金額
		円		円

給与支払報告書(個人別明細書)

●控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合について

「摘要」欄

- ① 5人目以降の方の氏名をご記載ください。また、氏名の前に括弧書きの数字を付してください。
- ② 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に『(年少)』と記載してください。
- ③ 国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に該当する区分の番号を括弧書きにて記載してください。

「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄

- ④ 個人番号の前には「摘要」の欄において、氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。

「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄

- ⑤ 個人番号の前には「摘要」の欄において、氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。

【控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合の記載例】

～忍太郎の控除対象配偶者及び扶養親族は以下のとおりです。～

- ・控除対象配偶者：忍花子
 - ・控除対象扶養親族：忍一郎、忍二郎、忍三郎、忍四郎、忍五郎、忍六郎
 - ・16歳未満の扶養親族：忍春子、忍夏子、忍秋子、忍冬子、忍季子
- ※控除対象扶養親族のうち、忍一郎及び忍六郎は非居住者です。

7

給与支払報告書(個人別)

住所		氏名(フリガナ)		オシ タロウ	
種別		給与所得控除後の金額(調整控除後)		所得控除の額の合計額	
給料・賞与		11,300,000		9,200,000	
源泉徴収税額		233,400		5,938,786	
源泉控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	
老人		260,000		特定 老人 その他	
有		1		1 1 4 5	
従有				1 1 2	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		障害者の数(本人を除く)	
1,548,786		120,000		特別 その他	
(摘要)		(1)忍五郎 (2)忍六郎(01) (3)忍季子(年少)		親族の数	
※扶養親族等が非居住者(国内に住所を有しない者)である場合には、以下の内容から該当する番号を「区分」欄に記載してください。		①氏名の前に括弧書きの数字を付してください。		②16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載してください。	
01:非居住者(30歳未満又は70歳以上)		③5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に(01)のように左記の内容から該当する番号を記載してください。なお、扶養親族が非居住者でも、個人番号が交付されている方については、個人番号を記載してください。		④⑤「摘要」欄と「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄の括弧書きの数字を対応させてください。	
02:非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)		840,000		基礎控除の額	
03:非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)		1,700,000		所得金額	
04:非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)		1,700,000		源泉控除額	
なお、非居住者でも、個人番号が交付されている方については、個人番号を記載してください。		1,700,000		1,700,000	
配偶者		個人番号		234567890123	
1		(フリガナ)		オシ イチロウ	
氏名		忍 一郎		区分	
個人番号		345678901234		01	
2		(フリガナ)		オシ ジロウ	
氏名		忍 二郎		区分	
個人番号		456789012345		16歳未満の扶養親族	
3		(フリガナ)		オシ サブロウ	
氏名		忍 三郎		区分	
個人番号		567890123456		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
4		(フリガナ)		オシ シロウ	
氏名		忍 四郎		区分	
個人番号		678901234567		(1)789012345678	
16歳未満の扶養親族		1		(フリガナ)	
1		氏名		オシ ハルコ	
個人番号		123456789013		区分	
2		(フリガナ)		オシ ナツコ	
氏名		忍 夏子		区分	
個人番号		123456789014		(2)890123456789	
3		(フリガナ)		オシ アキコ	
氏名		忍 秋子		区分	
個人番号		123456789015		5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号	
4		(フリガナ)		オシ フユコ	
氏名		忍 冬子		区分	
個人番号		123456789016		(3)123456789017	
中途就・退職		年		月	
就職		退職		日	
6		昭和		38	
元号		年		月	
日		38		1	
支給		個人番号又は法人番号		98765432109	
住所(居所)又は所在地		埼玉県さいたま市中央区		※源泉徴収票には16歳未満の扶養親族の個人番号を記載しませんが、給与支払報告書には記載が必要となりますのでご注意ください。	
氏名又は名称		忍商事 株式会社		(電話) 048-556-XXXX	

2 給与支払報告書提出後における留意点

給与支払報告書提出後に異動が生じた場合

●各種届出の提出

総括表提出後に事業所情報に変更が生じた場合は、所在地・名称変更届出書を提出してください。

特別徴収を行う旨の給与支払報告書を提出した後、退職・休職・転勤の異動が生じた場合は、必ず「異動届出書」を提出してください。

普通徴収で提出した後、特別徴収に変更する場合は、「切替届出書」を提出してください。

【参考：法人番号・個人番号の記載について】

○所在地・名称変更届

事業所の法人番号の記載が必要。個人事業主の場合、個人番号の記載は不要。

○切替届出書

事業所の法人番号の記載が必要。個人事業主の場合、個人番号の記載は不要。

○異動届出書

給与支払者の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）及び、給与所得者の個人番号の記載が必要。

（注意事項）

- (1) 転勤の場合、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から個人番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付してください。
- (2) 勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」を記載したうえで、①マイナンバーカードまたは、②運転免許証などの身元確認書類及び通知カードの写しなどの個人番号確認書類を添付してください。

【お問い合わせ】

〒361-8601 行田市本丸2番5号
行田市役所 税務課 市民税担当
048-556-1111（内線 231・232）

行田市ホームページ <http://www.city.gyoda.lg.jp/>

税金に関するページ <http://www.city.gyoda.lg.jp/kurashi/zekin/>

【地方税ポータルシステム「^{エルタックス}eLTAX」について】

地方税共同機構ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

【定額減税に関する事項について】

国税庁ホームページ「定額減税 特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>